

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (064289)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内たがわ新余目第四支所 (落合・家根合・高田麦・宮曽根・杉浦・久田・深川・西野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化、若手の後継者不足、新たな受け手の確保
- ・70歳以上の中心経営体の農家も多いが、何年後に離農するか明確にしていなかったため、将来誰に集約するかビジョンが持てない。
- ・集落の近隣において、少ない面積が混合し、かつ整備ができていないため、受け手がいなくなることが懸念される。
- ・隣接市からの入り作が多いため、今後協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地利用は中心経営体が担う。
- ・年1作ではなく、2年3作を確立(米→麦→大豆のような体系)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	629 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	606 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集団化の取組
後継者がいる方、拡大希望のある方に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域の農地所有者や離農、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用券を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
大区画の整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦草刈の管理等、周辺地域とのルールをすり合わせ、きめ細やかな管理に取り組んでいく
 ⑧カントリーの老朽化も進んでおり、今後の担い手の利用状況も考慮しながら、出荷・調製施設等の農業用施設の在り方を検討していく。